

第2章 生涯学習の意味と時代の潮流

第1項 生涯学習の必要性

1.生涯学習とは

生涯学習とは、「市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生をおくることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習する」ことです。

したがって、生涯学習には、学校教育や社会教育、企業内研修などの組織的な学習活動だけでなく、家庭教育、自然や芸術文化に親しむ活動、趣味・スポーツを楽しむ活動、環境問題や人権問題についての学習、地域づくりのための活動など、個人が行うあらゆる学習活動が含まれます。

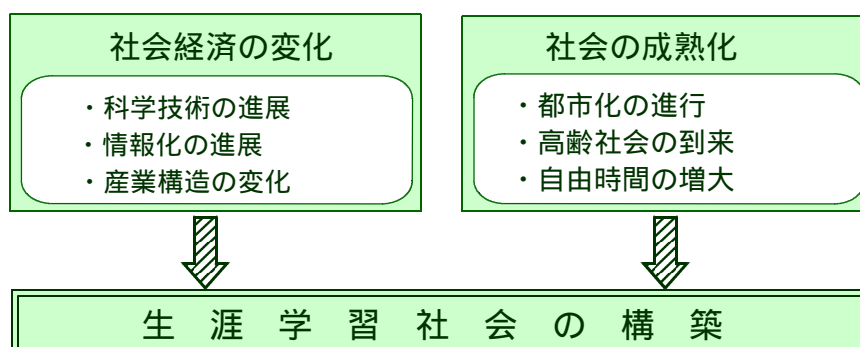
学習活動が行われる場所も、幼稚園から大学までの学校、公民館、図書館、スポーツ・文化施設、職業能力開発施設、民間カルチャーセンター、企業の研修施設、家庭内など多岐にわたります。

2.社会情勢の変化への対応

国内においては、科学技術・情報化の進展、産業構造の変化、都市化・高齢化の進行など、社会経済が大きく変化する中で、自由時間の増大、所得水準の向上など、社会の成熟化に伴い、人々の志向が物の豊かさから、心の豊かさや生きがいを重視する方向へと変化しました。

このような社会情勢の変化に的確に対応し、市民一人ひとりが心豊かで充実した人生を送るため、スポーツ活動、芸術文化活動、社会参加に通じる学習など、生涯学習の推進に向けた本格的な取り組みが始まりました。

今日においては、環境問題の深刻化や教育機能の低下など、「現代的課題」の解決に向けた対応や、職業生活面では新たな知識や技術・技能を身に付け職業能力を向上させるために、生涯学習はこれまで以上の活性化が望まれております。



第2項 生涯学習の動向

1. 国の動向

(1) 教育基本法の改正

平成18年12月、教育を取り巻く状況の変化等を踏まえ、教育基本法が改正され、第2条において、新しい時代の教育の目標が明記されるとともに、第3条において生涯学習の理念が謳われました。

第2条

- ア．幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- イ．個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ウ．正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- エ．生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- オ．伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

このような教育基本法の理念の実現に向け、すべての人に等しく学習の機会が開かれ、生涯を通じ、一人ひとりが自己を磨き、高めることのできる社会を築くこと、このことを通じ、自由で知的・道徳的水準の高い、持続可能で豊かな社会を創造し、国際社会に貢献し、その信頼と尊敬を得ることが今後の目指すべき道としております。

教育基本法 平成18年12月22日 交付・施行

第3条(生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第10条(家庭教育)

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第12条(社会教育)

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携教育)

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(2) 教育振興基本計画

教育基本法第17条第1項に基づき、平成20年7月に「教育振興基本計画」が閣議決定されております。

この教育振興基本計画では、教育基本法の理念の実現に向け、我が国は今改めて「教育立国」を目指し、我が国の未来を切り拓く教育の振興に向け取り組んでいく必要があるとして目標と施策を掲げております。

今後 10年間を通じて目指すべき教育の姿

知識基盤社会の進展や国内外における競争の激化等の中で、未来に向けての教育の重要性を考えると、教育の発展なくして我が国の持続的な発展はなく、社会全体で「教育立国」の実現に向け取り組む必要があるとして、今後おおむね 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を掲げております。

ア．義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる

幼児期から義務教育修了までの教育を通じて、学校・家庭・地域が一体となり、発達段階ごとの課題に対応しながら、すべての子どもが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう基本的資質を養う。

イ．社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

高等教育の質を向上させるとともに、我が国の国際競争力の強化を図る。また、個性や能力に応じ、希望するすべての人が、生涯にわたりいつでも必要な教育機会を得ることができる環境整備を行う。

今後 5年間に取り組むべき施策

教育を取り巻く現状と課題や、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を踏まえ、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示しております。

ア．「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化

国や地方公共団体において「縦割り」といわれる状況を改善すると同時に、国や社会の活力の源泉である「知」をはぐくむ教育の振興に向け、横の連携を強化し社会全体で教育に取り組む。

イ．「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現

初等中等教育における「生きる力」や高等教育における「課題探求能力」など、義務教育の目標や各学校段階ごとの教育の目標が改めて規定されたことに伴い、教育基本法の理念の下に、学校教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き高めていく、生涯学習社会の実現に努める。

ウ．国・地方それぞれの役割の明確化

国は、教育制度の枠組みや学習指導要領等の基準を設定し、教育水準の維持・向上に努め、全国的な教育の機会均等の実現などの役割を担い、地方公共団体は、地域の実情に応じた教育を実施し、教育の質を高めていく責務を負うことから国・地方公共団体の相互の協力により施策の推進に努める。

2.北海道の動向

北海道では、平成 17 年 2 月、「学ぶ 拓く 北の大地」を合い言葉に、北海道らしい生涯学習社会の実現に向けて「第 2 次北海道生涯学習推進基本構想」を策定し、さらに、平成 18 年 10 月、今後における北海道の教育が進むべき道標となる「北海道教育ビジョン」を定め、平成 19 年度、教育ビジョンに掲げる基本理念及び基本目標を実現するための「北海道教育推進計画」を策定しております。

この教育計画は、平成 20 年度以降おおむね 10 年間の北海道がめざす教育の基本理念や教育施策の基本的な目標と、5 年間の個別・具体的な教育施策の対応方向や目標とする指標を示しております。

(1)基本理念

これからの北海道において進める具体的な教育の観点について、「社会で自立して生き生きと活躍できる力を育むこと」、「すべての人がお互いを尊重し、相互に支え合い、よりよい社会を築いていこうとする意欲を育てていくこと」を重視する考えから、「自立」と「共生」の二つの視点を柱として設定しております。

北海道教育の基本理念

自然豊かな北の大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、
これからの社会を担う人を育む

心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む

「自立」と「共生」を柱とする 2 つの基本理念は、それぞれ独立したものではなく、一体として捉えた上で、教育を総合的に行っていくことが大切であるとしております。

(2)基本目標及び基本方向

基本理念を実現していくため、子ども一人ひとりに身に付けさせるべき資質・能力の育成、学校・家庭・地域社会に求められる役割と相互の連携・協力、教育環境の整備、生涯学習社会の実現の観点から、次の 5 つの基本目標と 12 の基本方向を掲げております。

社会で生きる実践的な力の育成

自立した生き方を支える基本的な資質・能力の確実な定着と、社会の変化に対応した、新しい時代を生きていくための実践的な力を育成します。

- 1) 生きる知恵につながる確かな学力を育む、自立した生き方を支える教育の推進
- 2) 社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進

豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちに思いやりの心や基本的な倫理観などの豊かな心を育むとともに、望

ましい生活習慣の確立や体力の向上を図るなど、健やかな心身を育成します。

- 3)豊かな人間性と感性を育む教育の推進
- 4)心身の健やかな成長を促す教育の推進

信頼される学校づくりの推進

家庭や地域社会と連携しながら、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校づくりを進め、家庭や地域に信頼される学校づくりを推進します。

- 5)魅力ある学校づくりの推進
- 6)教員に対する信頼性の向上

地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

家庭と地域との結びつきを強め、地域全体で子どもを守り育てる気運を醸成し、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

- 7)家庭の教育力の向上への支援の充実
- 8)地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進

北海道らしい生涯学習社会の実現

生涯のいつでもどこでも自由に学習機会を選択して学ぶことのできる生涯学習社会の実現と、社会教育、文化・スポーツ活動の充実・振興を図ります。

- 9)学んだ成果を生かす生涯学習の推進
- 10)潤いのある地域づくりをめざした社会教育の推進
- 11)文化・芸術活動の推進
- 12)健康づくり・スポーツ活動の推進

(3)施策項目

教育ビジョンで示した二つの基本理念、五つの基本目標、12の基本方向に沿って平成20年度から24年度までの5か年間における個別・具体的な教育施策を記述しています。

基本目標・基本方向に基づく 40の施策項目

第1節	基本目標 1	基本方向 1・2	項目 1「確かな学力の向上をめざす教育の推進」ほか 10項目
第2節	基本目標 2	基本方向 3・4	項目 12「豊かな感性を育む教育と道徳教育の充実」ほか 7項目
第3節	基本目標 3	基本方向 5・6	項目 20「開かれた学校づくりの推進」ほか 6項目
第4節	基本目標 4	基本方向 7・8	項目 27「家庭の教育力の向上」ほか 3項目
第5節	基本目標 5	基本方向 9・12	項目 31「生涯学習活動の促進」ほか 7項目
第6節	ビジョンの推進に向けた体制づくり		項目 39「道民との協働による開かれた教育行政の推進」ほか 1項目